

月刊 登記情報

分かりやすい誌面で登記関連実務をサポート

法窓一言 “判子代”異聞

山野目章夫

実務家による商業・法人登記Q & A(2)

商業法人登記総合研究5人委員会(担当:鈴木龍介)

話題 登記所と農業委員会が連携した耕作放棄防止対策

福永信明

■集中連載 契約実務に必要な知識

第6回・完 契約締結時の注意事項、その他

堀江泰夫

中間省略登記申請の可否—東京高判平20・3・27—

池田雅則

資料 東京高判平20・3・27

■集中連載 ケーススタディ 中小企業の承継問題と「経営承継円滑化法」活用策

第4回 ケース3:金融支援措置と中小企業の資金調達方法

池田誠人

■誌上セミナー

信託法入門セミナー(14)—司法書士の信託関与を考える—

渋谷陽一郎

新しい時代のプロフェッショナルへのステップアップ講座(第11回)

法人化に伴い発生する課題と対応策

山口 毅

コンプライアンス道場(第20回)

升田 純

不動産表示登記詳論(各論第84回)

有馬厚彦

通達・回答 商業・法人登記

判決速報

- 司法書士に対する戒告は行政事件訴訟法3条2項所定の処分性を有しないから、戒告の取消訴訟は不適法であるとされた事例(東京高判平20・6・24、原審=東京地判平20・1・22)
- ①司法書士の資格を有しない行政書士・土地家屋調査士が登記手続の代理業務を多数回行っていたことが司法書士法73条1項本文に違反するとされた事例、②行政書士は、本来の業務又はその正当な業務に付随する行為として、代理人として登記申請手続をすることはできない(福岡高裁宮崎支判平20・1・30、原審=鹿児島地判平19・9・25)
- 司法書士が業務停止の懲戒処分を受けた場合において、処分の執行停止が認められた事例(岡山地決平19・8・3)

商業登記掲示板/不動産登記掲示板/続・成年後見の現場から

567

2009年2月号
49巻/2号

社団法人 金融財政事情研究会

実務家による 商業・法人登記 Q&A (2)

担当 鈴木龍介

一般社団法人商業登記倶楽部
商業法人登記総合研究 5 人委員会

神崎満治郎 (一般社団法人商業登記倶楽部
代表理事・主宰者)

金子登志雄 (E S G 法務研究会代表
司法書士)

鈴木 龍介 (司法書士法人鈴木事務所
司法書士)

山本 浩司 (司法書士)

(★初級、★★中級、★★★上級、☆☆★特別協議問題)

連載第2回目の今回は、株式会社の機関、役員について取り上げてみました。

Q1 重任登記と氏名の変更等 ★

X株式会社の取締役Aに氏名の変更があり、代表取締役Bに住所の変更があった後、それらの変更登記をする前に全員が重任しました。この場合、Aについて氏名、Bについて住所の変更登記を経ることなく、それぞれ変更後の氏名、住所で重任による変更登記を申請することはできるでしょうか。

A 取締役Aについて氏名変更、代表取締役Bについて住所変更の登記を経由することなく、変更後の氏名・住所で重任による変更登記を申請することができます。

解説

1 商業登記は、原則として途中の経緯等を省略して登記することを許容していませんが、氏名や住所の変更(更正)登記を経由することなく重任登記を認めることは、その例外と評価することができます。

ただし、それを認める前提として、当該役員が同一人であるということが添付書面等から明らかでなければなりません。

2 従来、「氏名」の変更については、役員の

全員が改選される場合には、変更後の氏名をもって役員の重任の登記をすることができたとされてきました(登記研究409号86頁)。一方、役員の一部が改選される場合には、重任登記の前提として氏名の変更の登記をする必要があるとされてきました(登記研究390号94頁)。

全員の重任の場合と一部重任の場合でその取扱いが異なるのは、全員改選の場合、登記事項を新たな役員欄と同一の用紙に記載して登記申請するため、変更の経緯を記載する必要性が乏しいのに対し、一部改選の場合は同一用紙によらないことから改選の前提として氏名の変更が必要であるという、いわゆるブック式の登記簿編成特有の登記技術上の問題が根底にあったためといえます。

現状では、登記簿がいわゆるコンピュータにより調整されますので、その取扱いを異にする理由はありません。したがって、全員改選の場合に限らず、一部改選の場合であっても、変更後の氏名をもって重任の登記ができるという取扱いがなされています。

「住所」についても、代表取締役が重任する場合には、その住所が登記簿の記載と相違していても「更正」の登記をする必要はないとされており(登記研究329号67頁)、住所の「変更」

の場合も更正の場合と同様に、変更後の住所によって、住所の変更登記を経ることなく重任の登記ができるという取扱いがなされています。

3 役員の氏名・住所の変更（更正）登記を経由することなく重任による変更登記を申請する場合で、株主総会議事録等の添付書面から同一人であることが確認できるのであれば、当該役員の氏名・住所について変更があったことを証する書面として戸籍抄本や住民票の写し等を添付する必要はありません。

一方で、例えば帰化によって氏も名も変更し、同一人であることが確認できないような場合には、法定添付書面ではありませんが、氏名の変更を証する書面として戸籍抄本または住民票の写し等の添付を要するという見解もあるようですが（稲葉威雄「でんわ相談室」旬刊商事法務839号35頁、松井信憲『商業登記ハンドブック』413頁）、役員の氏名変更のみの登記の際に変更を証する書面や、役員の就任・重任の登記の際に氏名を証する書面が、それぞれ添付を要求されていないことを踏まえ、氏名の変更を証する書面として戸籍抄本または住民票の写し等を添付しなければならないとすることは一貫性に欠けるものと考えます。ただし、同一人であることが明らかにする必要はありませんから、重任する役員について氏名の変更があった旨を株主総会議事録や委任状に記載すべきでしょう。

なお、重任登記に際して住所の変更については、変更を証する書面の添付が必要ないことについては、従来から特に異論がないところ（登記研究375号82頁）。

Q2 取締役会の決議の省略における添付書面 ★★

会社法370条に規定される取締役会の決議の省略を行うためには定款の定めが必要ですが、取締役会の決議の省略に基づき登記申請をする場合にはどのような書面を添付すれば

よいでしょうか。

A 取締役会の決議の省略に関する定めを設けた定款と取締役会の決議があったものとみなされた事項に関する取締役会議事録の添付が必要です。

解説

1 定款の定め

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項を提案し、当該提案について議決に参加できる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（会社法370条）。取締役会の書面決議と呼ばれることもあります。グループ会社等において採用されるケースが散見されます。

株主総会の決議の省略（会社法319条）と異なり、取締役会の決議の省略について定款の定めが必要とされる理由は、取締役会が、取締役の協議と決議に基づき業務執行の決定を行うことで取締役の相互監督を前提とした適切な結論を導くことを目的とした機関であって、その協議の省略を認めることは取締役会制度の枠組みに重大な例外をもたらすものであるためとされています（相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』366頁）。

取締役会の決議の省略による変更登記を申請する場合には、当該定めが存在を証するために定款の添付が必要となります（商業登記規則61条1項）。

2 取締役会議事録

取締役会の決議の省略による変更登記を申請する場合には、通常取締役会議事録に代えて、取締役会の決議があったものとみなされたことを証する書面を添付する必要があります（商業登記法46条3項）。取締役会の決議の省略がなされた場合には、決議があったものとみなされた事項の内容等を記載した議事録を作成することとされています（会社法施行規則101条

4項1号)。そこで、当該議事録を取締役会の決議があったものとみなされたことを証する書面として取り扱い、提案書や同意書の添付は不要です。

通常を取締役会については、出席取締役等が取締役会議事録に署名義務を負いますが（会社法369条3項）、取締役会の決議の省略がなされた場合には、当然出席取締役は存在しませんから、作成される議事録に取締役等の署名義務はないということになります（会社法施行規則101条4項）。

代表取締役の選定について取締役会の決議の省略がなされた場合には、商業登記規則61条4項の規定を踏まえ、当該取締役会議事録に同意をした取締役全員が記名押印し、当該印鑑について市区町村長が作成した印鑑証明書の添付を要すると解されています（小川秀樹＝相澤哲編著『通達準拠 会社法と商業登記』187頁）。ただし、再選された代表取締役が当該議事録に、いわゆる会社届印を押印している場合には、他の取締役等の記名押印は不要となります（商業登記規則61条4項ただし書）。また、当該議事録に取締役等の記名押印がない場合には、決議の省略に関する同意書に各取締役が記名押印し、当該印鑑について市区町村長が作成した印鑑証明書が添付されたときは、これに代えることができるものと解されていますので（小川＝相澤編著・前掲187頁）、当該同意書を添付することになります。

3 監査役の異議

監査役設置会社において、監査役が取締役会の決議の省略についての提案に異議を述べたときには取締役会の決議は成立しないこととなります（会社法370条）。これは、監査役が取締役会において意見を述べる機会を確保するためですが、監査役の権限が会計監査に限定される場合には、監査役設置会社には該当しませんから監査役に異議を述べる機会を確保する必要はありませんので、監査役は異議を述べることはで

きません。

監査役が異議を述べるかどうかは監査役の裁量に属することであり、取締役からの提案を見ずと問題がないと判断しつつも、取締役会において協議を重ねた上で結論を出さなければその内容に対し確定的に異議がないとはいえないというような場合にも、提案に対し異議を述べることができると解されています（相澤＝葉玉＝郡谷編著・前掲368頁）。

提案に対して監査役が異議を述べるができる期間について明文の規定はありませんが、法律関係が不安定になることを防ぐため、実務的には、少なくとも電話やEメール等で異議がないことを確認しておくといった工夫も検討すべきではないでしょうか。なお、当該監査役の異議のないことについての証明書等を登記申請書に添付する必要はありません。

Q3 1年超となる事業年度変更と任期 ★★★

会計監査人設置会社であるX株式会社が事業年度を変更し、変更後の最初の事業年度について、1年を超えることとした場合、会計監査人であるAの任期はどうなるでしょうか。

A 会計監査人Aは、当該事業年度の変更の効力発生と同時に任期満了により退任します。

解説

1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています（会社法338条1項）。

株式会社が事業年度を変更する場合には、変更後の最初の事業年度を1年6か月まで伸長することができます（会社計算規則91条2項）。

これらのことから、事業年度の変更をして変更後最初の事業年度について1年を超えることとしたX株式会社には、「選任後1年以内に終了

する事業年度」が存在しないこととなり、前事業年度に関する定時株主総会で選任された会計監査人Aの任期が問題となります。

会社法の条文を忠実に読みますと、会計監査人Aは選任時の定時株主総会の終結の時に退任することになり、それでは、会計監査人Aの就任から事業年度の変更に至るまでの会計監査人としての行為が事後的に行われた事業年度の変更に、遡及的に無効となってしまう、著しく妥当性を欠くことになってしまいます。

そこで、この場合の会計監査人Aは、当該事業年度の変更の効力が生じた時に任期満了により退任すると解されています（松本真＝清水毅「商業登記実務のための会社法Q & A(10)」本誌547号36頁）。会社法では、ある機関を設置する旨の定款の定め廃止や、株式の譲渡制限の廃止など、一定の場合には「定款変更の効力が生じた時」に役員任期が満了する旨を規定していますが（会社法332条4項、336条4項、338条3項）、上記の取扱いはこれらの規定とも整合するものと考えます。

なお、事業年度の変更に伴い退任することとなる場合には、会計監査人のいわゆる、みなし再任規定は適用されないため（会社法338条2項）、それにあわせて会計監査人の選任決議を行い、会計監査人の退任および就任（重任）の登記をしなければなりません。

2 本問では会計監査人の任期について言及しましたが、他の役員等の任期についても同様のことが考えられるため、事業年度の変更により、変更後の事業年度が1年を超えることとなる場合には、役員等の任期について考慮する必要があります。

Q4 会計監査人である監査法人の資格証明書 ★★

会計監査人であるA監査法人が、任期満了に係る定時株主総会において別段の決議がなされなかったことにより再任されたものとみ

なされたときの重任による変更登記申請書に添付する資格証明書はどのようなものなのでしょうか。

A 会計監査人が監査法人である場合、重任による変更登記申請書には、A監査法人の登記事項証明書を添付します（商業登記法54条2項2号）。

解説

1 「就任」の際の登記事項証明書

会計監査人の「就任」による変更登記の際に添付する監査法人の登記事項証明書は、全部事項証明書又は代表者事項証明書もしくは役員区を含む一部事項証明書となります。「就任」登記には、会計監査人の就任承諾書を添付することから、会計監査人の実在性を証明するだけでなく、就任承諾書に代表者として記載された者の代表権限の有無を確認する必要があります。したがって、代表者を確認することができないような一部事項証明書では足りないということになります。

なお、実務的には、社員の員数が多数にのぼり全部事項証明書では、その枚数が膨大となることもあるので、代表者事項証明書を添付するのが一般的です。

2 「重任」の際の登記事項証明書

一方、会計監査人の「重任」による変更登記の際に添付する登記事項証明書は、実在性つまり監査法人であることが確認できるもので足りるものと考えます。これは、いわゆる再任みなしの場合（会社法338条2項）における重任登記の際には就任承諾書の添付が不要とされていることから（平18・3・31民商第782号民事局長通達（本誌534号7頁）第2部第3・9(2)イ(ア) b)、監査法人であることが確認できれば足り、代表権限までを確認できる登記事項証明書であることは要しないことになると考えます。

3 添付の省略

申請すべき登記所の管轄区域内に当該監査法

人の主たる事務所がある場合には、登記事項証明書の添付を要しません（商業登記法54条2項2号ただし書）。明文の規定はないものの当該監査法人の従たる事務所がある場合には、当該登記所に当該監査法人の全登記事項にかかる登記が存在するとして、当該監査法人の登記事項証明書の添付は不要とされていましたが（松井・前掲454頁）、平成20年12月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行され、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令」13条1項の規定により、監査法人の従たる事務所の所在地における登記事項が会社の支店登記と同様に簡略化されました。具体的には、監査法人の従たる事務所の所在地における登記事項は、①名称、②主たる事務所の所在場所、③従たる事務所の所在場所（当該登記所の管轄区域内にあるものに限り）、④法人の成立年月日、⑤登記記録区にされた登記、となりました。

そこで、監査法人の従たる事務所の所在地を管轄する登記所においてする会計監査人の「就任」による変更登記には、就任を承諾した者の

代表権限の有無を確認する必要があるため、登記事項証明書の添付を省略することはできず、当該監査法人の全部事項証明書又は代表者事項証明書もしくは役員区を含む一部事項証明書の添付が必要になります。

一方、監査法人の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に対してする会計監査人の「重任」による変更登記の場合は、監査法人であることが確認できれば足りるため、今後も登記事項証明書の添付は不要であると考えます。

（すずき りゅうすけ）

ご質問募集のご案内

本連載では、商業・法人登記に関するご質問を募集しております。

ご質問ございましたら、下記まで電子メール、ファックス、封書等にてお寄せ下さい。

宛先：

〒160-0007

東京都新宿区荒木町2-3

（社）金融財政事情研究会「登記情報」あて

FAX：03-3355-3763

電子メール：touki@kinzai.or.jp

（編集部）

通達
準拠

会社法と 商業登記

法務省民事局民事第二課長 小川秀樹
(前法務省民事局商事課長) 相澤 哲 [編著]
法務省民事局商事課長
A5判・513頁・定価5,670円(税別)

会社法下における商業登記実務の決定版!!

- 小川秀樹・相澤哲（前・現法務省民事局商事課長）両氏の編者のもと、平成18年度または19年度に法務省民事局商事課に在籍していた担当官が、会社法施行後の商業登記実務について解説する待望の書。
- 平成18年3月31日に発出された「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて（通達）」（法務省民商第782号）を基礎として、会社法施行前後での変更点、会社法関係法令を踏まえた詳細な解説を付加し、会社法下における商業登記実務の方向性を明示。
- 平成20年3月19日に公布された改正会社法施行規則・計算規則にも対応。
- 商業登記・会社法関連業務にかかわる司法書士・弁護士、企業の融資・法務・経営管理担当者必読の一冊。

社団法人 金融財政事情研究会 お申込先→書籍係 〒160-8520 東京都新宿区南元町19
電話 (03) 3358-2891 (直通) FAX (03) 3358-0037